岡山市浄化槽電子申請操作マニュアル(浄化槽設置届等)

令和5年度作成(令和7年度一部改訂)

1. 対象手続き

こちらの電子申請ページでは、浄化槽の設置時に関係する以下の届出について手続きが可能です。

- ·浄化槽設置届出書
- ·浄化槽変更届出書
- ·浄化槽設置届出書記載事項変更届
- · 浄化槽工事中止届出書

2. 電子申請ページへのアクセス方法

<方法1>

インターネットで以下の URL を入力(コピー&ペースト)し直接アクセスする。

URL: https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52583

<方法 2>

岡山市ホームページ「浄化槽対策室:浄化槽の届出・報告について」を表示し、 ページ内のリンクをクリックしてください。

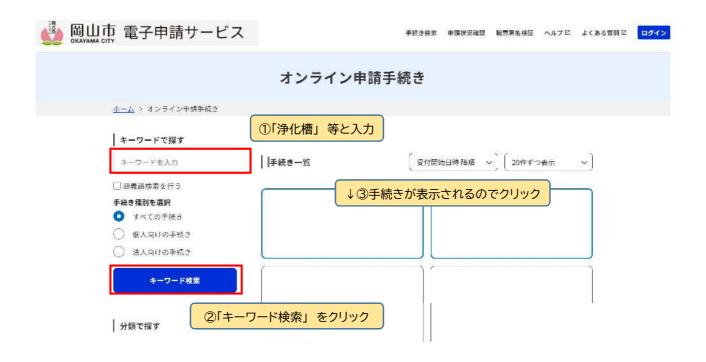
トップページ > くらしの情報 > 水道・下水道・し尿・浄化槽 > 浄化槽 > 事業者の方へ > 浄化槽の届出・報告について

2024年3月14日] ID:57937	ソーシャルサイトへのリ
設置届関係	
浄化槽設置届出書	
手続き、様式については<u>こちら</u>	
電子申請ページはこちら (8 ウィンドウで同く)	
浄化槽変更届出書	
手続き、様式については<u>こちら</u>	
電子申請ベージはこちら 8 ウィンドウで倒く	
浄化槽工事中止届出書	
手続き、様式についてはこちら	

<方法3>

以下の URL から電子申請サービスにアクセスし手続きを検索する。

URL: https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_initDisplayResult



3. 手続き申込

3.1. 利用者情報の入力

<利用者登録せず申し込む場合>

利用者登録をせずに申し込む場合、連絡先メールアドレスの入力を行うと、メールが送られてきて記載された URL にアクセスすると申込画面となります。

このように利用者登録をせずに申し込むこともできますが、複数回の利用や他の手続きでの利用が見込まれる場合は、入力の簡素化や申込履歴の一覧確認などができ手続きの不備修正や進捗確認が便利になるので利用者登録をおすすめしています(「3.2.利用者登録」へ)。





<利用者登録済みの方>

利用者登録済の方は ID(メールアドレス)とパスワードを入力すると申込画面となります。

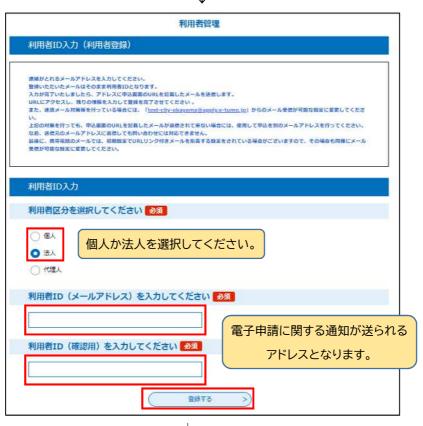


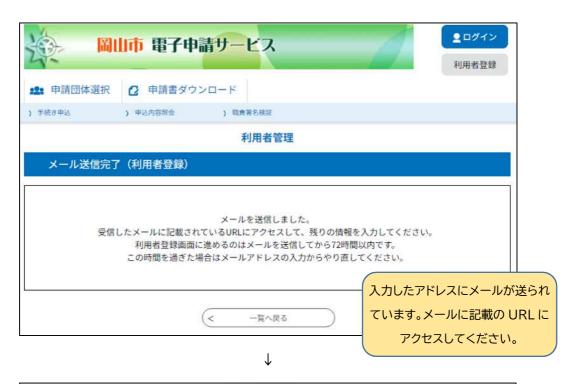
3.2. 利用者登録(登録済みの方は「3.3.手続き申込方法」へ)



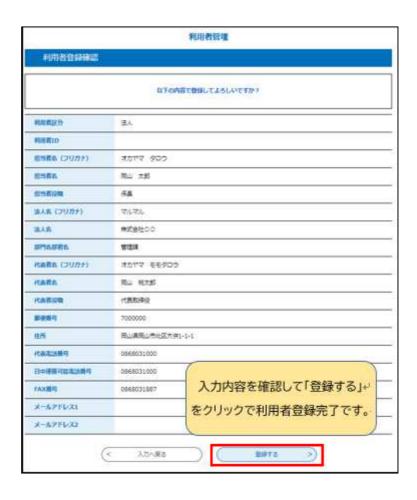












3.3. 手続き申込方法

電子申請画面にて申請者や届出の一部情報の入力と電子ファイル(PDF)による添付書類を含めた届出の提出を行います。

届出の様式や手続きごとでの必要な書類については、岡山市ホームページをご確認ください。









- ·浄化槽設置届出書
- ·浄化槽変更届出書
- · 浄化槽設置届出書記載事項変更届
- ·浄化槽工事中止届出書

から手続き名を選択します。

手続き名を選択してください。 必須

選択してください

リストから選んでください。

添付ファイル(PDFファイル)を添付してください。

添付ファイル

必須

選択した手続きに応じた

にまとめてください。

添付ファイル(PDF)を添付します。

添付ファイルは 1 つの PDF ファイル

【設置届】

- 1. 浄化槽設置届出書
- 2. 浄化槽設置票(※本電子申請から30日以内に正本を書面により提出してください)
- 3. 付近見取図(件字地図等)
- 4. 建築物の各階平面図 (面積の算出過程がわかるもの)
- 5. 排水系統図 (敷地、建築物、浄化槽本体及び放流先の公共水域並びに配管、升 (種類及 置する設備の位置を明記したもの。)
- 6. 浄化槽の維持管理及び水質検査に関する契約書の写し
- 7. 浄化槽法第13条 (第16条の場合を含む。) に規定する国土交通大臣の型式認定書の写し及び建築基準法第68条の10第1項に 規定する型式適合認定を受けている場合にあっては、型式適合認定書 (別添仕様書及び図面を含む。) の写し (工場生産型浄化 槽の場合)
- 8. 建築基準法第68条の26第1項に規定する国土交通大臣の構造等の認定を受けたものは認定書の写し又は国土交通大臣が定めた構造方法(浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)) を用いるものは、処理方式及び処理能力を記載した書類、設計計算書、構造図、仕様書及び処理工程図及び構造強度関係書類(工場生産型浄化槽でない場合)
- 9. 別記様式による浄化槽指針関係確認結果表

【変更届】※処理対象人員・処理方式を変更する場合

- 1. 净化槽変更届出書
- 2. 浄化槽設置票 (※本電子申請から30日以内に正本を書面により提出してください)
- 3. 付近見取図(住宅地図等)
- 4. 建築物の各階平面図 (面積の算出過程がわかるもの)
- 5. 排水系統図(敷地、建築物、浄化槽本体及び放流先の公共水域並びに配管、升(種類及び内径を含む。)その他配管中に設置する設備の位置を明記したもの。)
- 6. 浄化槽の維持管理及び水質検査に関する契約書の写し
- 7. 建築基準法第68条の26第1項に規定する国土交通大臣の構造等の認定を受けたものは認定書の写し又は国土交通大臣が定めた構造方法(浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)) を用いるものは、処理方式及び処理能力を記載した書類、設計計算書、構造図、仕様書及び処理工程図及び構造強度関係書類(工場生産型浄化槽でない場合)
- 8. 別記様式による浄化槽指針関係確認結果表
- 9. 処理対象人員算定書
- 10. 汚水量及び流入水質に関する説明書及び資料

【浄化槽設器届出書記載事項変更届】※<mark>届出者住所その他届出事項の軽微な変更に限る</mark>

- 1. 浄化槽設置届出書記載事項変更届
- 2. 浄化槽設置票 (※本電子申請から30日以内に正本を書面により提出してください)
- 3. 「浄化槽の維持管理及び水質検査に関する契約書の写し」、「別記様式による浄化槽指針関係確認結果表」等その変更に係る書類

【浄化槽工事中止届出書】

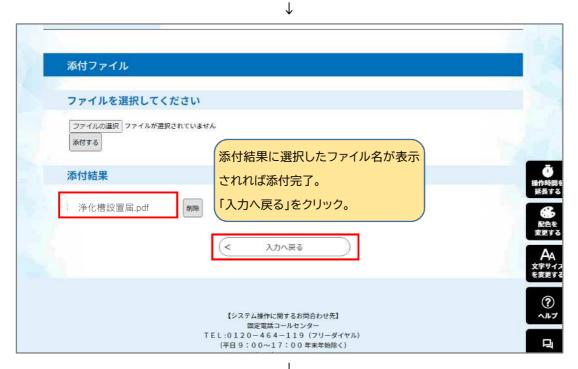
- 1. 浄化槽工事中止届出書
- ※容里が20Mを超えないようにお願いします。

確認へ進む >

 \downarrow

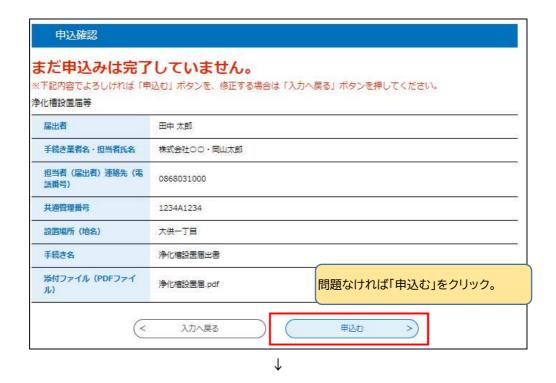
※添付ファイルの選択方法







 \downarrow



申込完了

浄化槽設置届等の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、

メールが届かない可能性がございます。

申込完了と同時に

整理番号とパスワードを記載したメールが送られていますので大事に保管してください。

 整理番号
 ●●●●●●●●

 パスワード
 △△△△△△△△

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。 特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

(< 一覧へ戻る

利用者登録した場合は個別の申込 の整理番号とパスワードを入力し なくとも申込内容の照会が行えま す。

4. 申込状況の確認

4.1. 申込内容照会

電子申請ページの申込内容照会をクリックする。

利用者登録済の方は 先にログインしてください。



<利用者登録をしていない方>

整理番号とパスワードを入力して「照合する」をクリックすると該当の申請の申込詳細が確認できます。



<利用者登録済の方>

ログイン画面で利用者 ID とパスワードを入力してログインした後に申込内容照会をクリックすると個別の整理番号とパスワードを入力せずとも申込一覧が表示され、「詳細」をクリックすると該当の申請の申込詳細が確認できます。

※岡山市電子申請サービスで申請した他の手続きも表示されます。



4.2. 申込詳細画面

「4.1.申込内容照会」の操作の後に個別の申込内容の詳細を確認できます。



4.3. 処理状況

申込詳細で確認できる「処理状況」については次の表のとおりの状況であることを示しています。 なお、岡山市側で処理を行った際には電子メールで通知を行いますので、通知がありましたら申込詳細をご確認ください。

	申込内容照会	
申込詳細		
1込内容を確認してくだ	さい。	
手続き名	净化槽設置届等	
整理番号	••••••	
処理状況	処理待ち	
処理屆歷	2024年3月14日15時41分 申込	

処理状況	状況説明
処理待ち	申込完了。岡山市側で未確認。手続きとしては未受付。
返却中	岡山市側で確認済。申込内容に不備が有り要修正。
処理中	岡山市側で確認済(不備修正も完了)。手続きとして <u>受付済</u> 。
(仮受付)	※浄化槽設置票の正本の提出が必要な場合は、岡山市側で未受取。
完了	岡山市側で確認済(不備修正も完了)。手続きとして <u>受付済</u> 。
元」	※浄化槽設置票の正本の提出が必要な場合は、岡山市側で受取済。⇒ <u>手続完了</u>
不受理	岡山市側で確認済。申込内容に不備が有り不受理。
个文柱	※手続きをやり直す場合は修正でなく再度初めから申込を行うこととなる。
取下げ	申込を行ったが申請者が取り下げた状態。

4.4. 処理履歴

申込詳細で「処理履歴」が確認できます。

特に、「仮受付」がされた日が浄化槽設置届等の手続きの<u>受付日</u>となりますのでよくご確認ください(※受付日はメールでも通知します。)。



※「仮受付」処理時に通知されるメール文例(受付日:3月11日)

件名:浄化槽設置届等電子申請受付メール

手続き名:

浄化槽設置届等

整理番号:●●●●●●●●

【3月11日】付で本申請を受付しましたのでお知らせします。

なお、浄化槽設置届、浄化槽変更届、浄化槽設置届出書記載事項変更届については、本通知から30日以内に浄化槽設置票の正本を岡山市環境保全課浄化槽対策室まで提出してください。

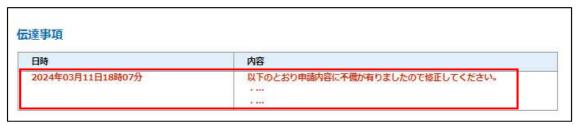
5. 申込情報の修正

5.1. 修正指示

申込後、岡山市側で申請内容の確認を行い、不備等があれば修正指示を行います。 指示内容は申込詳細の「伝達事項」にて確認できます。

なお、伝達事項が入力された際にはお知らせメールが届きますので、メールが届きましたら申込 詳細をご確認ください。

※修正が必要な場合は処理状況が「返却中」となっています。



5.2. 修正方法

処理状況が「処理待ち」又は「返却中」の場合のみ申込詳細から申込情報の修正が行えます。



 \downarrow

申込内容照会		
申込変更		
選択中の手続き名: 浄化槽設置届等	関合せ先 (十 開く)	
届出者 ②須 周出者の氏名または、法人名を入力してください。 ○ 氏: 田中 名: 太郎 ○ 法人名:	入力方法等は「3.3 手続き申込方法」と同様ですので、 入力内容の変更や添付ファイルの差し替え等を行って ください。	
手続き業者名・担当者氏名の変	(72000)	
手続き業者名及び担当者氏名を入力してください。		
株式会社〇〇・岡山太郎		

6. その他

6.1. 必要部数

紙で提出する場合に複数部必要であっても、この電子申請を利用する場合は 1 部(電子申請)の みの提出で大丈夫です。

写しを補助金申請等の他の手続きに添付する場合は、受付されていることを示す必要があり、 受付時の通知メールや処理履歴画面のハードコピーの提出を求められる場合がありますので、通 知メールや申請の整理番号及びパスワードは大事に保管してください。

6.2. 浄化槽設置票の提出方法

浄化槽設置票の提出が必要な手続き(浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書、浄化槽設置届出書 書記載事項変更届)については、まず、浄化槽設置票の正本をスキャン読み取りしたデータを添付 し申込みます。

その後、受付通知メールが届いてから 30 日以内に浄化槽設置票の正本を岡山市環境保全課浄化槽対策室まで提出してください(郵送可)。

浄化槽設置票の正本が岡山市側で受け取られた場合は処理状況が「完了」となり、まだの場合は「処理中(仮受付)」のままですので、提出漏れがないようご確認ください。

6.3. 建築指導課からの意見

岡山市側(環境保全課)で受付後に建築指導課に意見照会を行います。

意見が有れば申込詳細の「伝達事項」にて確認できます。

なお、伝達事項が入力された際にはお知らせメールが届きますので、メールが届きましたら申込 詳細をご確認ください。

- ※修正が必要な場合は処理状況が「返却中」となっています。
- ※画面は「5.1.修正指示」参照

6.4. 問合せ先

不明な点がありましたら以下まで問い合わせください。

岡山市環境保全課浄化槽対策室

電話:086-803-1294

メール: kankyouhozen@city.okayama.jp

(岡山市電子申請ページの操作に関するヘルプや FAQ)



(岡山市電子申請ページの操作に関するコールセンター)

